

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	山内 佳子	整理番号	/		
費 目	調査研究費・研修費・ 広報費 ・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
支 払 内 容	ドメイン更新料 2019/4月～2020/3月分				
支 払 金 額	10,800	按分率	90%	計 上 額	9,720
按分率の考え方	政務活動費を充当できる活動の情報量の割合による				
備 考					
(領収書は、重ならないように貼付してください。)					
5/10					

お客様No. 01013018

領 収 証

No. 000556-1

山内 佳子 様

日 付	2019年05月10日
金 額	¥10,800※

但し ドメイン更新料(19.4月～20.3月)として

上記の通り正に領収致しました。

■入金内訳

内 訳	金 額	摘 要



株式会社 きかんしコム
 〒601-8205 京都市南区久世殿城町330-1
 TEL.075-935-1115(代) FAX.075-935-5100
 e-mail :com@mediapark.co.jp

601-8212
 京都市南区久世上久世町88-4

請求書

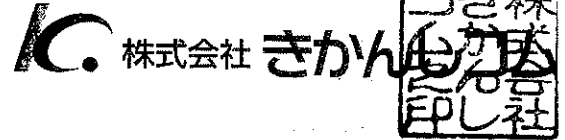
2019年 04月 20日締切

1頁

山内 佳子 様

お客様コード

担当者コード 000266



〒601-8205 京都市南区久世殿城町330-1
 TEL. 075-935-111E
 FAX. 075-935-510C

<取引銀行> 京都銀行 府庁前支店 普通 4002771
 近畿労働金庫 京都支店 普通 879059C
 <口座名義> (株) きかんしこむ

毎度格別のお引き立てに預り厚くお礼申し上げます。
 下記の通りご請求申し上げます。請求書と行き違いにてお支払済の節はご了承下さい。

前月請求書	御入金額	調整額	繰越額	当月納品額	消費税	当月御請求額	合計御請求額
25,920	25,920	0	0	10,000	800	10,800	10,800

月日	区分	品名・仕様	数量	単価	金額	消費税	適用
03月28日	02	★ 御入金 ★			(*25,920)		
		振込					
04月20日 161236	10	ドメイン更新料 (19.4月~20.3月)	1		10,000	800	

尚、御精算予定日は、2019年05月20日となっておりますのでよろしくお願い申し上げます。

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	山内 佳子	整理番号	2
費目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
支払内容	憲法違部. 憲法しんぶん. 19.4月~20.3月		
支払金額	¥1,000	按分率	100% 計上額 ¥1,000
按分率の考え方			
備考			
(領収書は、重ならないように貼付してください。)			

4/1

領 収 証

山内 佳子

様 No. _____

★ 5,000.-

内訳	_____
現金	_____
小切手	/
手形	/
消費税額等(%)	_____

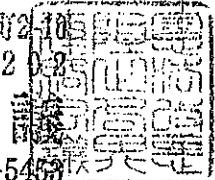
但 憲法違部 19.4.5~20.3 憲法しんぶん 19.4.5~20.3
 2019 年 4 月 / 日 上記正に領収いたしました

収入印紙

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町2-10
 神保町マンション203

憲 法 会 議

TEL 03-3261-9007 FAX 03-3261-5453



第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	山内 佳子	整理番号	3
費 目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
支払内容	定期雑誌購読料 4 月分		
支払金額	¥1,890	按分率	100% 計上額 ¥1,890
按分率の考え方			
備 考	「前衛」「議会と自治体」「学習」		

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

4/16

【請求内訳】			
新聞・雑誌名		定価	部数
前衛	4 月	730	1
経済	4 月	1030	
議会と自治体	4 月	780	1
月刊学習	4 月	380	1
女性のひろば	4 月	310	
「赤旗」縮刷版	4 月	4629	
民青新聞	4 月	680	
前衛臨時号	4 月	600	

領 収 書

山内 佳子 様

1,890 円

2019 年 4 月分

上記の金額、確かに受け取りました。

日本共産党京都府委員会

日付	4/16	扱者	日本共産党 京都府 委員会 印
----	------	----	--------------------------

⑩ 固定電話・インターネット等通信費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1/2 (按分率の考え方: ⑥と同率。但し、固定電話については更に1/2)
⑪ その他の事務費の計上	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 按分率 (按分率の考え方:)
⑫ 人件費の計上	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 生計を一にする親族 人 按分率 / (按分率の考え方:) <input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 人 按分率 / (按分率の考え方:) <input type="checkbox"/> 関連会社等の役員・社員 人 按分率 / (按分率の考え方:) <input type="checkbox"/> 上記以外の第三者 人 按分率 / (按分率の考え方:) <hr/> <p style="text-align: center;">計 人</p>
⑬ 私的活動又は関連会社等の業務との混在	(①で政務活動の拠点を「自宅」とした場合及び④で建物の所有区分を「賃借物件」、所有者を「関連会社等」とした場合のみ記入) <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 事務所賃借料 <input type="checkbox"/> 駐車場代 <input type="checkbox"/> 光熱水費等 <input type="checkbox"/> 固定電話等通信費 <input type="checkbox"/> その他の事務費 <input type="checkbox"/> 人件費
⑭ 補足事項等	

- 注 1 政務活動の拠点が複数箇所ある場合は、当該拠点ごとに作成してください。
 2 必要な箇所を記入するとともに、□の該当する項目にレ印又は■を付けてください。
 3 「関連会社等」とは、自己又は生計を一にする親族が、役員、顧問その他の職についている会社その他の法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）をいいます。
 4 ⑥で「使用時間」により按分率を算定する場合は、月単位の平均の日・時間又は年単位の日・時間で記載してください。

〔参考〕 按分の基本的な考え方

- 政務活動と政務活動以外の活動とが不可分の場合は、次のいずれかの方法で按分
 ア 政務活動に要した使用実態（使用領域（面積等）、使用時間等）により按分
 イ 政務活動の割合が明らかでない場合は、1/2で按分



甲



乙

自動車駐車場賃貸借契約書

場所 京都市南区久世上久世町84番地 光福寺駐車場
賃貸人 光福寺 以下 甲と称す。
賃借人 以下 乙と称す。

第一条 甲は所有する上記光福寺駐車場の使用を乙に許し、乙はこれを使用してその使用料を支払うことを約した。

第二条 使用期間は 16年 5月 15日から 16年 5月 14日 日に至る1年間とする。ただし、甲乙協議のうえ使用料の納入をもって契約を延長することができる。なお、契約書は初めの元本をもって有効とする。

第三条 本駐車場の使用料金は1か月金 5万 円と定め、保証金（使用料金の1か月分）とあわせて、乙は本契約締結と同時に甲の指定する銀行口座に振込むものとする。

第四条 保証金は契約解約時に甲は乙に返却する。ただし、乙の事由により最初の契約より6か月以内に解約した場合は返却しない。

第五条 乙は本駐車場を、所有する下記車輛の駐車以外の目的に使用してはならない。

車輛名
車両登録番号

第六条 乙は代理人、使用人、運転者、同乗人等の責に帰すべき事由により本駐車場または付属設備等に損害を生じさせた場合は、乙は自己の責任において甲に対してその賠償をしなければならぬ。

第七条 乙は駐車位置について甲の指示に従わなければならない。

第八条 乙は本駐車場内において、使用場所の土地、境界その他の現状に変更を加えることはできない。

第九条 本駐車場利用車種は乗用車、ライトバンとしてトラックは認めない。



甲



乙

第九条 甲は本駐車場に管理人を置かないので、駐車場内における乙の保有する車輛の保管に関しては乙が責任を負うものとする。

第十条 本駐車場内において、天災または火災、盗難等により乙の保有する車輛その他の物品に損害が生じてても、甲はその賠償の責をいっさい負わない。

第十一条 乙は本駐車場の使用権を第三者に譲渡又は転貸してはならない。

第十二条 乙は本駐車場使用に関しては甲が別に定める本駐車場使用規則ならびにその他甲の指示に従わなければならない。

第十三条 乙が使用料金の支払を1回でも遅滞したり、本契約に違反した場合は何時でも甲は本契約を解除することができる。なお、この解除を履行した場合、乙はただちに車輛等を本駐車場外に撤去し、当該使用場所を甲に返還するものとする。

上記契約を証するため本書2通を作成し、甲乙各々1通を保有する。

16年 5月 14日

賃貸人 京都市南区久世上久世町84番地 光福寺 光福寺
光福寺駐車場管理責任者 高橋 寛 電話 935-5056

賃借人 (住所) 上久世町88-4

(氏名) 山内 佳子

(電話) 921-0742

駐車場所 No 20

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	山内 佳子	整理番号	5
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費(事務費)・人件費		
・支払内容	自宅電話・インターネット代 3 月分		
支払金額	¥7,428	按分率	25% 計上額 1,857円
按分率の考え方	事務所状況等説明書に記載のとおり		
備考	(領収書は、重ならないように貼付してください。)		

西日本電信電話株式会社領収証 (Receipt)

お客さま氏名 山内 佳子 様

2019年 4月18日発行

お客さま番号

2019年 3月分	
領収金額 (Amount paid)	7,428 円
内訳	
電話料金等	7,404 円
消費税相当額	24 円
金機関名 * * * * * 口座番号 * * * * * ※表示方法の変更(表示もしくは非表示)をご希望されるお客さまは、料金お問合せ先へご連絡ください。	

有記、金額を2019年4月1日口座振替により領収いたしました。

印紙税申告納
つき東
署承認済

NTT西日本
大阪支店
〒541-0059
大阪市中央区 博労町
2丁目 5-15

NTT西日本 | 西日本電信電話株式会社
京都支店
料金お問合せ先 0120-747488 (無料)
〒601-8542
京都市南区 西九条菅田町
19-1



社用コード 01356

ご利用料金内訳書

お客さま番号

料金内訳名	金額(円)	税区分	ご利用期間等のお知らせ
【NTT西日本ご利用分】			
フレッツ・スポット付加利用料	200	合算	2月 1日~ 2月28日
発行手数料	100	合算	本請求書等の発行にかかわる各種費用になります。
消費税相当額	24		
(内訳) 消費税相当額(合算分)	(24)		合算表示の料金を合計した300円に8%を乗じて算出しています。
(小計)	324		
【料金回収代行サービスご利用分】			
ビッグロープ株式会社ご請求分	7,104	非対象等	ビッグロープご利用料。
(小計)	7,104		
(合計)	7,428		